



AdviSe



第94号

2013/1/5

i-Mark C.P.T.A. Corporation



謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年も宜しくお願い申し上げます。我が国経済は長引く円高とデフレ不況の中であって、中小企業においても厳しい状況が続いております。国政においては昨年末の衆議院議員総選挙の結果、政権は自民党が奪還することとなりました。年末には経済復興への期待感から円相場や株式相場にも明るい影響がありました。アメリカの財政の崖問題が回避されたことにより、短期的には円安傾向が続く期待感もありますが、長期的にはアジア資産の見劣り感につながる不安もあります。世界の情勢が与える日本経済へのインパクトはなおも目が離せない状態にあります。

例年12月に大綱が発表される税制改正は、年末の政権交代により1月末にずれ込むと見られています。所得税や相続税・贈与税の抜本改革（増税）、消費税引き上げに係る複数税率導入の検討や、低所得者に配慮した給付措置などは、民主党政権下での検討事項として25年度税制改正に持ち込まれる予定ではありましたが、現時点では新政権の動向を見守る必要があります。税制改正についてはH25年3月末までに決定される予定となっておりますので、今後のAdviSeで逐次報告いたします。引き続き宜しくお願いいたします。今回は1月から適用される税制について解説いたします。

所得税

※1月給与計算では徴収税額にご注意！

1. 復興特別所得税

復興特別所得税として、H25年分からH49年分までの個人所得税額に対して2.1%を乗じて計算した金額が追加税額となります。また、個人住民税についてもH26年度からH35年度までの均等割額を道府県と市町村をあわせて1,000円を追加し、防災施策に必要な財源を確保することとなっています。（第87号記載）

これに伴って、給与から差し引く源泉徴収税額表が改定されています。1月分の給与計算からは、昨年税務署から郵送されました、「平成25年分源泉徴収税額表」を使用いただくよう、お願いします。また、源泉徴収は給与だけでなく、報酬等にも適用されます。これにより、弁護士報酬や講師等に支払う講演料なども同率が上乘せされ、源泉徴収税率の復興税率を合わせた合算税率を使用して徴収額を算定しなければなりません。手取でいくらとしていたものも、従来とは割り戻す税率が異なりますのでご注意ください。

< 具体的事例 >

報酬・料金として111,370円を支払った場合（所得税率10%の場合）

① 合算税率 = 所得税率(10%) × 102.1% = 10.21%

② 源泉徴収税額

111,370円 × 10.21% = 11,370.877円（1円未満切捨て） ⇒ 11,370円

（支払金額） （合計税率） （算出税額）

（源泉徴収税額）



2. 給与所得控除

給与等の収入金額が年 1,500 万円を超える場合には、税額計算上控除される「給与所得控除額」に上限が設けられます。(第 87 号記載)

役員報酬等の改定時期であれば、法人税とのバランスに注意が必要となります。また、新しい、「源泉徴収税額表」を適用して源泉徴収税額を算定することになります。

年間給与収入	改正前 控除額	改正後 控除額
1,500 万円以下	収入金額に応じて増加	収入金額に応じて増加
1,500 万円超		245 万円

3. 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

退職所得の金額は（退職金等の額－退職所得控除額） $\times 1/2$ により計算され、他の所得と比べて所得金額が2分の1となることにより、税額が軽減されてきました。H25 年分以降は、一定の退職者に支払う退職金からはこの2分の1の軽減措置が廃止されます。

対象となるのは勤続年数 5 年以下の会社役員や国会議員・地方議員・国家公務員及び地方公務員となります。

また、個人住民税で採用されていた退職所得の 10%税額控除についてもH25 年 1 月 1 日以降支払われる退職金から一律に廃止されます。(第 87 号記載)



消費税

1. 消費税の納税義務者

消費税の納税義務者になるかどうかは、基準期間（基本的に 2 期前）における年間売上金額が 1,000 万円以下かどうかにより判定され、同金額以下の場合には消費税の納税義務が免除されています。従前は法人設立後第 2 期目までは基準期間のない事業者となりますので、節税対策に利用されていました。

H25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度からは特定期間（基本的には前期の上半期）で 1,000 万円を超えると、消費税の納税義務が発生してしまい、年商がある程度ある個人事業者が法人成りした場合等にはメリットが減少することになります。

なお、特定期間の売上高を人件費に置き換えて判定することができますので、人件費の少ない個人事業者が法人成りするような場合には影響がありません。(第 85 号記載)